

## 令和 5 年度 岐阜県不当要求防止対策連絡会を開催します。

## 概 要

木曾川上流河川事務所は、警察・弁護士会・暴追センターと連携強化のため、岐阜県不当要求防止対策連絡会を開催します。

反社会的勢力等による不当要求を防止すると共に、万一の場合は適切に対処することにより、公共事業の適正な実施を目的として、連絡会において情報交換を行っています。

国土交通省中部地方整備局では、公共事業において反社会的勢力等により、不当要求を受けることが少なくないため、中部地方整備局管内各県の警察本部・弁護士会・暴力追放推進センターと「不当要求防止対策連絡会」を組織し、不当要求防止のため密接な連携を図っています。

当連絡会は、年度当初に定例会議を開催し、①不当要求事項等の報告、②暴力団情勢と対策等の情報提供、③行政対象暴力への法的な対応等についての情報交換などを行っています。

また、不当要求があったときには、岐阜県警察及び岐阜県暴力追放推進センターに連絡して情報共有を図るとともに、岐阜県弁護士会には法律的知見や対応支援を依頼するなど密接に連携して対応しています。

- |          |  |
|----------|--|
| 1. 日 時   | 5月24日（水）15時～17時                              |
| 2. 場 所   | 岐阜市忠節町5丁目1番地<br>国土交通省木曾川水系ダム統合管理事務所 大会議室（2F） |
| 3. 資 料   | 構成員名簿  |
| 4. そ の 他 | 連絡会は非公開です。取材は冒頭の挨拶までとします。                    |
| 5. 配 布 先 | 岐阜県政記者クラブ                                    |
| 6. 問い合わせ |  |

中部地方整備局 木曾川上流河川事務所  
〒500-8801 岐阜市忠節町5丁目1番地  
電話 058-251-1323

副 所 長 伊藤 裕規 （内線：203）

用地課長 柴田 剛始 （内線：231）

## 公共用地の取得業務に係る岐阜県不当要求防止対策連絡会

### 構成員名簿

組 織 等		役 職	備 考
岐阜県警察本部	刑事部組織犯罪対策課	課長(警視)	
		調査官(警視)	
		課長補佐(警部)	
		係長(警部補)	○窓口
		係長(警部補)	
中部地方整備局	用 地 部	用地補償・土地調整管理官	
		用地対策課長	
		用地対策課長補佐	○窓口
		用地対策課河川係長	(事務窓口)
		用地対策課河川係	
	木曾川上流河川事務所 用地課	課長	○事務局
	多治見砂防国道事務所 用地第一課	課長	
	〃 用地第二課	課長	
	越美山系砂防事務所 総務課	課長	
	岐阜国道事務所 用地第一課	課長	
	〃 用地第二課	課長	
	高山国道事務所 用地課	課長	
	新丸山ダム工事事務所 用地課	課長	
	木曾川水系ダム統合管理事務所 総務課	課長	
北陸地方整備局	神通川水系砂防事務所 用地課	課長	
岐阜県弁護士会	民事介入暴力被害者救済センター	副会長(行政対象)	
		委員長	○窓口
(公財)岐阜県暴力追放推進センター		専務理事	○窓口

# 令和5年度 岐阜県不当要求防止対策連絡会

## 《取材登録書：担当用地課》

5月24日（水）の『令和5年度岐阜県不当要求防止対策連絡会』について、取材をご希望の報道機関におかれましては、事前にご登録をお願い致します。

FAX送信期限：5月19日（金）14：00 まで

1. 報道機関名 \_\_\_\_\_

### 2. 取材者等

(1) 氏 名 \_\_\_\_\_

(2) 連絡先 TEL \_\_\_\_\_

(3) 取材人数 \_\_\_\_\_

(4) 取材の希望 有り 無し ※ ○で選択して下さい。

●災害の発生・水防体制など、不測の事態が発生した場合は、開催を中止する事があります。その際には、上記連絡先までお知らせ致します。

3. 送信先 FAX (058) 251-4301

### 4. 問合せ先

中部地方整備局 木曽川上流河川事務所

〒500-8801 岐阜市忠節町5丁目1番地 電話 058-251-1323

副 所 長 伊藤 裕規 (内線：203)

用地課長 柴田 剛始 (内線：231)